

令和6年10月

佐藤木材工業株式会社 行動計画

～次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画～

男女問わず全社員が個々の能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和6年11月1日 ～ 令和11年3月31日までの4年間5か月

2.内容

目標1：年次有給休暇の年間取得率について、すべての事業場で、平均60%以上を目指す。

《対策》

- 令和6年11月～ 今年度の年休取得状況を調査・実態を把握し、年休取得の少ない社員へ年休の取得を促す。
- 令和6年11月～ 来年度の休日カレンダーの作成時、年休取得推奨日を設定し年休を取得しやすくなるよう配慮する。(継続)
- 令和7年4月～ 年休取得推奨日を周知し、年休の取得を促す。(継続)

年次有給休暇取得率

		函館本店	函館	札幌	恵庭	青森	八戸	北上	仙台	秋田	合計
2023年度	取得率	40.1%	56.0%	67.8%	61.4%	73.0%	83.3%	68.1%	66.0%	37.0%	63.9%
	平均/人	6.9	9.7	10.4	9.0	13.1	10.0	11.3	11.0	5.7	10.4
2024年度 4月～9月	取得率	23.0%	16.8%	26.5%	20.0%	20.9%	37.2%	26.3%	32.4%	24.0%	22.0%
	平均/人	4.2	2.9	4.5	3.2	3.8	4.8	4.4	5.5	4.0	3.7